

改正

平成3年3月25日規則第7号

平成3年12月25日規則第29号

平成4年6月20日規則第17号

平成6年6月27日規則第19号

平成7年3月28日規則第4号

平成8年3月25日規則第3号

平成9年8月25日規則第16号

平成10年3月31日規則第23号

平成11年3月26日規則第6号

平成11年3月31日規則第13号

平成16年2月6日規則第5号

平成18年3月24日規則第4号

平成18年3月29日規則第5号

平成19年3月27日規則第8号

平成21年6月10日規則第20号

平成22年4月1日規則第20号

平成26年4月28日規則第16号

平成31年3月22日規則第2号

令和2年6月26日規則第24号

令和5年6月30日規則第25号

加西市福祉医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加西市福祉医療費助成条例（昭和63年加西市条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(児童の対象範囲)

第2条 条例第2条第8号に規定する規則で定める児童とは、次の各号の一に該当する児童をいう。

(1) 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学中の児童

- (2) 高等専門学校に在学し第3学年の課程を終了するまでの児童
- (3) 専修学校の高等課程に在学中の児童（ただし、高等学校卒業者は除く。）
- (4) 外国人学校に在学中の児童

2 条例第2条第11号に規定する規則で定める遺児とは、次の各号の一に該当する児童をいう。

- (1) 両親と死別した児童
- (2) 両親の生死が明らかでない児童
- (3) 両親から遺棄されている児童
- (4) 両親が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- (5) 両親が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童

第3条 削除

（福祉医療費の支給申請書）

第4条 条例第6条の申請は、福祉医療費助成申請書（様式第1号）に条例第3条に規定する医療に関する給付の行われることを証する書類、当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

（保険医療機関等）

第5条 条例第7条第1項の規定で定める兵庫県内の病院、診療所又は薬局とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所または薬局その他の者をいう。

（福祉医療費受給者証）

第6条 福祉医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ福祉医療費受給者証交付申請書（様式第2号から第2号の4）に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、受給資格を認定したときは、高齢期移行者、重度心身障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児に対し、高齢期移行者医療費受給者証（様式第3号）、障害者等医療費受給者証（様式第4号及び第4号の2）、乳幼児等医療費受給者証（様式第5号及び第5号の2）、こども医療費受給者証（様式第6号）又は母子家庭等医療費受給者証（様式第7号）（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

3 受給者証の有効期間は1年以内とし、当該受給者証を発行した年又はその翌年の6月30日を有効期限とする。ただし、6月30日までに受給資格を喪失する者の受給者証の有効期限については、

その喪失する日までとする。

4 受給者証の交付を受けた者は、資格を喪失したときは、すみやかに当該受給者証を市長に返還しなければならない。

5 受給者証の交付を受けた者は、第5条の保険医療機関等において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(受給者証の再交付)

第7条 受給者証の交付を受けた者が、受給者証を紛失したとき又は破損若しくは汚損により使用できなくなったときは、福祉医療費受給者証再交付申請書（第2号の5）により、市長に受給者証の再交付を申請することができる。ただし、受給者証を破損又は汚損した場合にあつては、当該受給者証を申請書に添えなければならない。

2 受給者証の再交付を受けた者は、紛失していた受給者証を発見したときは、その紛失していた受給者証を市長に返還しなければならない。

(変更届)

第8条 受給者証の交付を受けた者は、申請事項に変更が生じたときは受給者証を添えて資格事項(変更)届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(受給者証の更新)

第9条 受給者証の更新を受けようとする者は、受給者証の有効期限が到来するまでに福祉医療費受給者証更新申請書(様式第2号から様式第2号の4)に当該受給者証及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、前項の申請をまたずに受給者証を更新することができる。

(第三者行為による被害の届出)

第10条 福祉医療費の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、福祉医療費の支給を受けようとする者は、第三者の行為による被害届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

第11条 削除

(福祉医療費支給の手続等)

第12条 条例及びこの規則に定めるもののほか、福祉医療費の支給に関する手続その他必要な事項については、市長が定める。

(一部負担金の免除)

第13条 条例第3条第1項第1号から第4号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができる。なお、特別の理由は次に掲げる事項とする。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これに類する災害により主たる生計維持者の収入が著しく減少したとき。
- (2) 震災、風水害、火災、その他これに類する災害により主たる生計維持者の資産に重大な損害を受けたとき。
- (3) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由により主たる生計維持者の収入が著しく減少したとき。
- (4) 失業、廃業、休業その他これに類する状態により主たる生計維持者の収入が著しく減少したとき。
- (5) 前各号に掲げる事由に類する事由が生じたとき。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険等の制度において一部負担金の減免が行われている場合は、当該減免が行われている範囲において、条例第3条第1項第1号から第4号の規定による福祉医療費の支給を行わないものとする。

3 第1項の規定を受けようとする者は、福祉医療一部負担金免除申請書（様式第11号）に第1項各号に掲げる事由に該当することを明らかにすることができる書類を添えて市長に申請しなければならない。

4 第1項の規定による福祉医療費を支給することができる期間は、第1項各号に定める事由が発生した日の属する月の初日から6ヶ月を超えない日までとする。

（所得制限判定で受給資格要件を満たさない者に対する特例）

第14条 条例第5条第2項に定める特別の理由とは、助成対象外の者が前条に定める事由により現年の推定所得が減少し、所得制限要件を満たす所得額に相当する額となつたとき。

2 上記の規定による福祉医療費を支給することができる期間は、第1項に定める事由が発生した日の属する月の初日から6ヶ月を超えない日までとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（加西市老人医療費の助成に関する規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は廃止する。

- (1) 加西市老人医療費の助成に関する規則（昭和47年加西市規則第25号）
- (2) 加西市重度心身障害者医療費の助成に関する規則（昭和48年加西市規則第1号）
- (3) 加西市乳児医療費助成に関する規則（昭和48年加西市規則第16号）
- (4) 加西市母子医療費助成に関する規則（昭和54年加西市規則第15号）

附 則（平成3年3月25日規則第7号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月25日規則第29号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年6月20日規則第17号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成6年6月27日規則第19号）

（施行期日）

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成7年3月28日規則第4号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月25日規則第16号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第23号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日規則第6号）

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月6日規則第5号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日規則第5号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月10日規則第20号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月28日規則第16号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第24号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日規則第25号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

様式（省略）